

川西市告示第 88 号

川西市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和 62 年川西市条例第 21 号）第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項の規定に基づき、放置自転車等を保管したので、同条例第 13 条第 1 項及び川西市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和 62 年川西市規則第 30 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 10 日

川西市長 越田 謙治郎

記

1. 移動した理由 自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の放置
2. 移動した区域 別紙のとおり
および年月日
3. 保管場所 川西市多田桜木 2 丁目 9 番 11 号
川西市放置自転車保管センター
4. 保管期間 令和 7 年 10 月 9 日まで
5. 返還時間 月・火・木・金・土曜日
午前 10 時から午後 5 時 30 分まで
(祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
6. 返還を受けるための手続
 - (1) 申請場所 川西市多田桜木 2 丁目 9 番 11 号
川西市放置自転車保管センター
 - (2) 持参するもの
 - ア 住所及び氏名を証明するもの
 - イ 自転車等の利用者又は所有者であることを証明するもの
 - ウ 移動費用 自転車 1 台につき 3,000 円
原動機付自転車等 1 台につき 5,250 円
7. 引取りのない場合の措置（処分）

この告示の日から起算して 1 箇月経過後処分する。
8. 連絡先 川西市放置自転車保管センター
電話 072 (793) 4510

○移動した区域および年月日

【別紙】

移動した区域	移動台数	年月日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月1日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台 原動機付自転車 台	令和7年8月2日
西日本旅客鉄道 川西池田駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月2日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台 原動機付自転車 台	令和7年8月4日
栄根2丁目17-8 地先	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月4日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台 原動機付自転車 台	令和7年8月5日
能勢電鉄 山下駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月5日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月7日
能勢電鉄 鼓滝駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月8日
能勢電鉄 鶯の森駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月8日
見野2丁目15-17地先	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月8日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台 原動機付自転車 台	令和7年8月9日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月12日
西日本旅客鉄道 川西池田駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月16日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月18日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月19日
能勢電鉄 畦野駅周辺	自転車 2台 原動機付自転車 台	令和7年8月19日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月25日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月29日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車 台	令和7年8月30日
総計(自転車)		25台
総計(原付自転車)		0台